

第7期第17回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和4年11月28日(月) 午後3時00分から午後3時25分

2.開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3.出席委員 ○(23名)

4.欠席委員 △(4名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻勉	△	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	△
6番	梅藤勝	○	15番	林利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	△	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	△
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤浩	○	27番	中島勝美	○

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第8 議案第3号 農地移動適正化あっせんに関する件

第9 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第10 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

6.農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局一支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7.会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会	長	【会長挨拶】
議	長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。欠席は、25番・藤江委員、23番・平島委員、7番・山谷委員、3番・辻委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第17回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、8番・宇南山浩利委員と9番・永田寿明委員の両名を指名したいと思いますよろしくお願いします。 (異議なし)
議	長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3、議案5件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしくお願いします。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 続いて、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 2ページから6ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で23件・62筆・面積は402,152㎡となっています。 1番、2番、4番については、借り主の要望により解約をするものです。 3番については、貸し主が自作地とするため解約に至ったものです。 5番から21番については、経営規模を縮小するため、解約に至ったものです。 22番については、 については新たに利用権を設定、 については、農地保有合理化事業に先立ち、解約するものです。 23番については、農地保有合理化事業に先立ち、解約するものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題とい

議 長	たします。事務局の説明を求めます。
主 事	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 11月につきましては、議案に記載のとおり、11月11日に川西川東地区委員会、14日に穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、あっせんの申出1件について、申出内容・譲受候補者等適当と判定したところです。 川東地区委員会では、あっせんの申出3件について、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。 穂別地区委員会では、あっせんの申出2件について、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。 なお、あっせんの申出内容につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第5 報告第3号「農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第3号、農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書11ページをお開き願います。 本案件は、北海道で1例目となった農地中間管理事業でもあります。 申出地は、耕作者である■■■■が平成31年2月より北海道農業公社に利用権を設定し、その終期を令和5年8月に迎えます。 所有者である■■■■は平成5年に死亡しており、相続が行われていないため名義人は■■■■のままとなっております。今回、賃貸借期間の終了に伴い耕作者の意向を確認したところ、今後も利用する意向を示しております。再度、利用権を設定するにあたり、所有者がわからなければ所有者探索を行うこととされています。 所有者探索の方法については、農業経営基盤強化促進法及び農地法で所有者の配偶者及び子についてのみ探索を行えば良いとなっております。探索の結果議案書12ページの4番(2)に記載のとおり、配偶者は既に亡くなっており子供たちは6名おりますが、全員相続放棄をしております。よって所有者不明と判断しております。更に、告示前に北海道への事前相談手続きが必要となっていることから、10月18日に事前相談を依頼、10月24日に確認を受けたので、11月1日付けで告示を行っております。 以上1件、所有者の探索は行ったものの、万が一を想定し申出期間を設ける行為で6か月間告示します。

主 査	よって令和5年4月30日まで告示を行い、申し出がなければ、農地中間管理機構へ通知を行い、その後、所定の手続きを行ったうえで北海道知事の裁定により、農地中間管理事業を用いるものです。 その際は、改めてその後の手続きについて、総会等でご審議いただくこととなりますのでご承知おき願います。 11ページから14ページまで、告示の写し、事前相談における説明資料、図面を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書15ページをお開き願います。 譲渡人の要望により、当該地を売買する案件です。 事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。 17ページと18ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 2 番	1番について現地を確認してきましたので、報告します。 が に農地を売買する案件ですが、取得後は軽種馬の繁殖・育成を行う計画となっています。 これまでの経営実績から適正に利用されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑ありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑無しと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありません

議	長	か。
		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 7 議案第 2 号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、 が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、このまま審議に入ります。 事務局の説明を求めます。
主	査	議案第 2 号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。 議案書 20 ページをお開き願います。 申込者は、この後、議案第 4 号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者となる です。あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。 なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。 以上で、議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。
		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 2 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 2 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 8 議案第 3 号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第 3 号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 22 ページお開き願います。 11 月 30 日（水）午後 1 時からあっせん会議を行う予定でございます。

主 査	以上、1 件の実施につきまして、2 3 ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。 以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 9 議案第 4 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事	議案第 4 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書 2 5 ページをお開き願います。 本件につきましては、地区委員会のご報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。 2 6 ページから 3 5 ページまで、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 4 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 1 0 議案第 5 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXXが願出人となっており、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま

議	長	審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、このまま審議に入ります。 事務局の説明を求めます。
主	査	議案第５号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書３７ページをお開き願います。 願出理由は、いずれも公簿地目変更登記のため、現況証明書の発給を申請されたものです。 現地確認結果として、議案に記載のとおり、１番は雑種地化、２番は宅地、山林化、公衆用道路になっており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と確認をしております。 ３８ページ、３９ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。 以上で議案第５号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
５	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
１１	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑ありませんか。
		(異議なし)
議	長	質疑無しと認め、議案第５号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。

議

長

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。